

志賀町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

平成30年4月  
志賀町

## <目次>

<b>第1章 背景</b>	
1-1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	…… 1
1-2 志賀町における地球温暖化対策の基本方針	…… 2
<b>第2章 基本的事項</b>	
2-1 計画の目的	…… 4
2-2 対象範囲	…… 5
2-3 ガスの種類	…… 6
2-4 計画期間と見直し時期	…… 7
2-5 上位計画や関連計画との位置づけ	…… 7
<b>第3章 総排出量の状況</b>	
3-1 総排出量の推移	…… 8
3-2 活動区分別温室効果ガス排出量	…… 9
3-3 施設区分別温室効果ガス排出量	…… 10
<b>第4章 削減目標値の設定</b>	
4-1 基準年度	…… 11
4-2 目標設定の考え方	…… 11
4-3 目標値の設定	…… 12
4-4 削減目標	…… 13
<b>第5章 目標達成に向けた取組</b>	
5-1 取組の基本方針	…… 14
5-2 具体的施策	…… 15
<b>第6章 進捗管理の仕組み</b>	
6-1 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続き	…… 24

## <巻末資料>

- ・温室効果ガス算定方法
- ・事務・事業施設一覧（平成25～28年度）
- ・削減目標値（中間・最終）
- ・設備機器の導入方針
- ・志賀町地球温暖化対策推進本部設置規程
- ・その他

# 第1章 背景

## 1-1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化とは人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始める現象のことをいいます。

地球規模で気温が上昇すると海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇し、気候メカニズムの変化により暴風や台風など異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

このような背景を受けて、国際的な動向として2015年11月からフランス・パリでCOP21が開催され、1997年の京都議定書以来の新たな国際的合意文章となるパリ協定が採択されました。パリ協定では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」などを掲げています。

我が国においても京都議定書の採択により、1990年度比6%削減の目標が定められ、その取組として「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成11年4月施行）」が制定されました。この法律は国・地方公共団体・事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国・地方自治体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など各主体の取組を推進するものです。

また、2015年7月には2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減する「日本の約束草案」を決定しました。さらに、同年12月のパリ協定の採択を受け、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を閣議決定し、「地球温暖化対策計画」の見直しを実施しています。

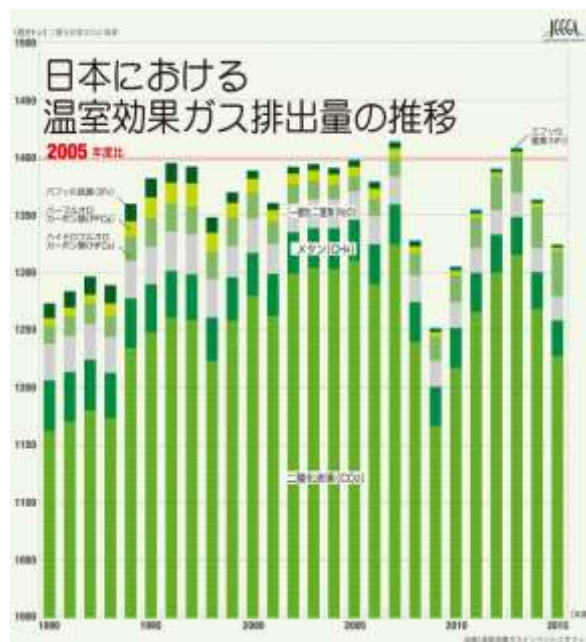
【図1】パリ協定の概要

目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達成するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるように、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。各国の貢献（削減目標）は、5年ごとに提出・更新し、従来より厳格を示す。
気候変動排出削減期間	全ての国が長期低排出発展戦略を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの排出を削減）
グローバル・ストックテイク（世界全体での総取り直し）	5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討する。世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。

資料：環境省作成

出典)環境省ウェブサイトより抜粋

【図2】日本における温室効果ガス排出量の推移



出典)温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止

活動推進センターウェブサイトより抜粋

## 1-2 志賀町における地球温暖化対策の基本方針

志賀町は、石川県能登半島のほぼ中央に位置し、東西 12.7km、南北 31.0km、面積は 246.76k m<sup>2</sup>で西は日本海に面しており、東は眉丈山に連なる丘陵地帯、南は羽咋市に隣接しています。土地は、林野が 65.7%を占めており、耕地 12.1%、宅地 3.3%、その他 18.9%と豊かな自然に恵まれています。

町の人口は平成 27 年で 20,422 人であり、減少が顕著です。また、世帯数においても平成 12 年から減少に転じるなど人口・世帯数の減少に歯止めがかかっていない状況です。

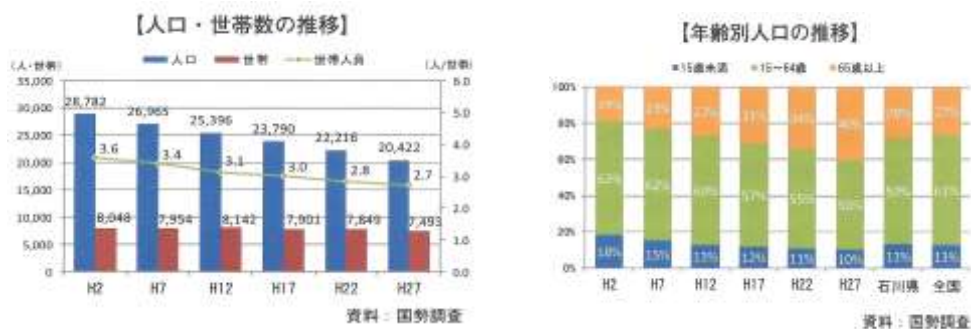
このような状況下で本町では、将来像として「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」を基本方針として、定住人口の確保や交流人口の拡大、ふるさとの誇りを次代へと引き継ぐまちづくりのために様々な施策を展開しています。

その中でも「自然環境の保全」「循環型社会づくりの推進」「公共施設の戦略的な維持管理」などは、地球温暖化対策の一躍を担う主な施策として位置づけられており、その施策への取組みを念頭に志賀町地球温暖化対策実行計画を策定します。

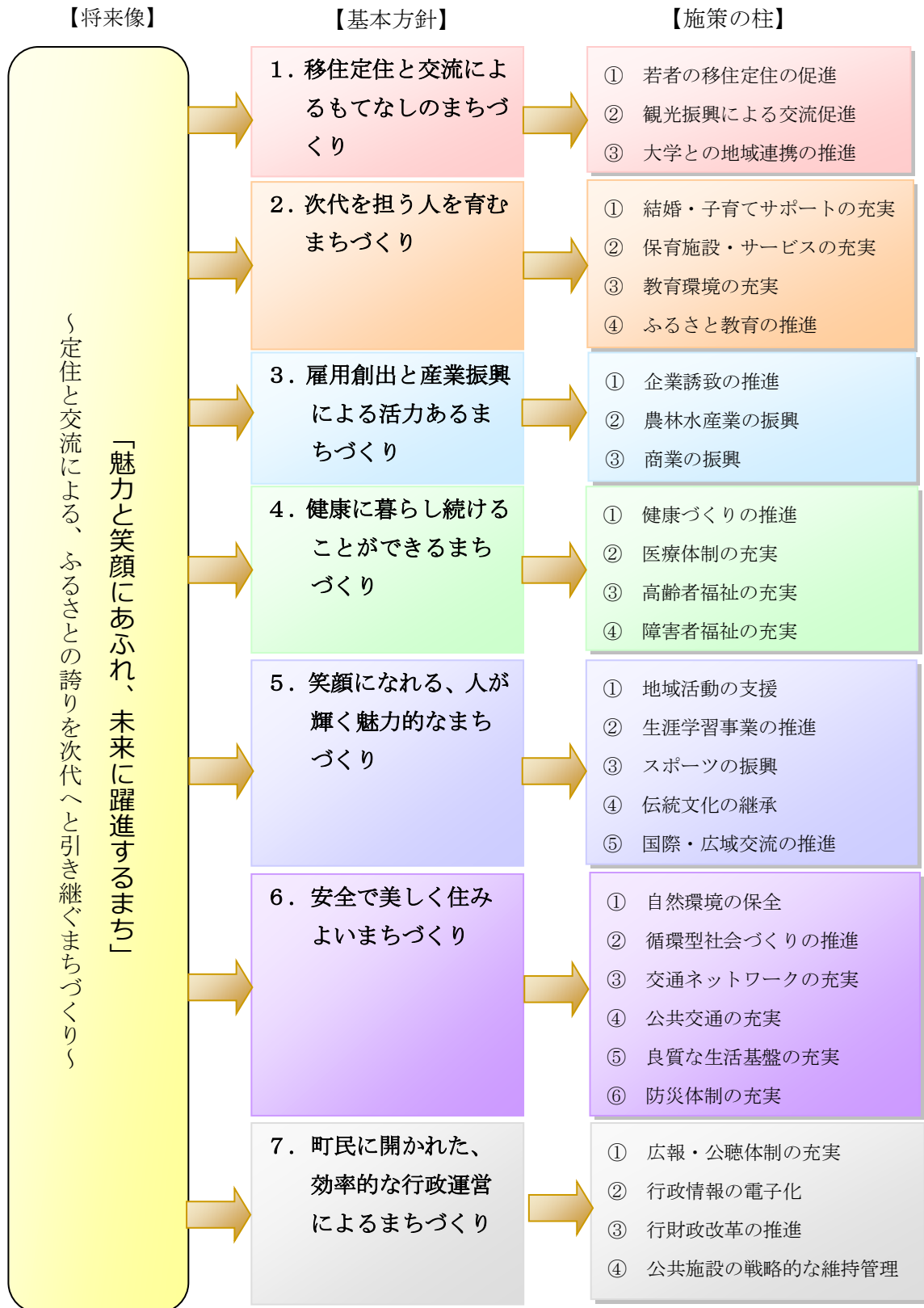
【図 3】志賀町の位置図



【図 4】志賀町の人口・世帯数等



【図5】第2次志賀町総合計画 将来像



出典)第2次志賀町総合計画より抜粋

## 第2章 基本的事項

### 2-1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第21条に基づき、本町の事務・事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図ることを目的として、具体的な公共施設への対策等をはじめ、管理運営形態の見直しなど日本の約束草案と比べて遜色ない計画を策定することを目的とします。

#### 【地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)】(抜粋)

##### 第4条第2項

地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

##### 第21条第1項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

## 2-2 対象範囲

本計画の対象範囲は、本町のすべての事務・事業とします。ただし、数値削減目標の対象とする施設は以下のとおりです。

【表1】対象施設一覧

対象施設		施設名
行政系施設	庁舎	本庁舎ほか1施設
	消防施設	高浜分団詰所ほか16施設
	その他行政施設	高浜バスターミナルほか3施設
産業系施設	産業系施設	志賀町農産物直売所ほか5施設
市民系施設	集会施設	志賀町地域交流センターほか22施設
	文化施設	志賀町文化ホールほか4施設
学校系教育施設	学校施設	志賀小学校ほか11施設
	その他	志賀町学校給食共同調理場
子育て支援施設	子育て支援施設	高浜保育園ほか12施設
社会教育系施設	図書館	志賀町立図書館
医療系施設	医療施設	富来病院ほか1施設
上下水道系施設	上水道施設	清水浄水場ほか38施設
	下水道施設	志賀町中央水処理センターほか21施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	志賀町総合体育館ほか12施設
	レクリエーション・観光施設	シーサイドヴィラ渤海ほか9施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設	志賀町デイサービスセンターほか4施設
	保健施設	志賀町保健福祉センター
公園系施設	公園	志賀の郷運動公園など16施設

## 2-3 ガスの種類

温対法第2条3項に定められている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6種類としていますが、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は実態として微量であるうえ、把握が困難であることから、本計画では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素を対象とします。

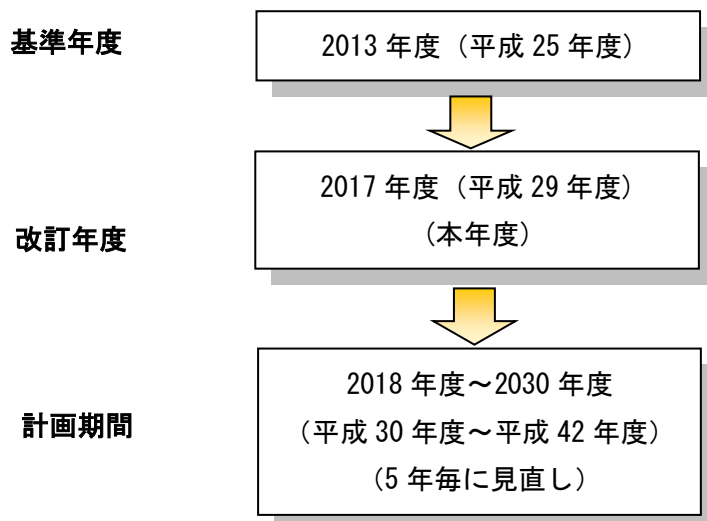
【表2】温室効果ガス一覧

ガスの種類	単位	主な発生源	本計画の対象
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	化石燃料（石油、石炭、天然ガス等）の燃料やセメント製造などの工業プロセスから発生	○
メタン	CH <sub>4</sub>	家畜などの農業や廃棄物処分場、自動車の走行などから発生	○
一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	燃料の燃焼によるものや農業からの排出、カーエアコンの使用から発生	○
ハイドロフルオロカーボン	HFC	エアゾール製品の噴射剤、断熱発泡剤などに使用	—
パーフルオロカーボン	PF <sub>6</sub>	半導体製造や電子部品などの不活性液体などとして使用	—
六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造などに使用	—



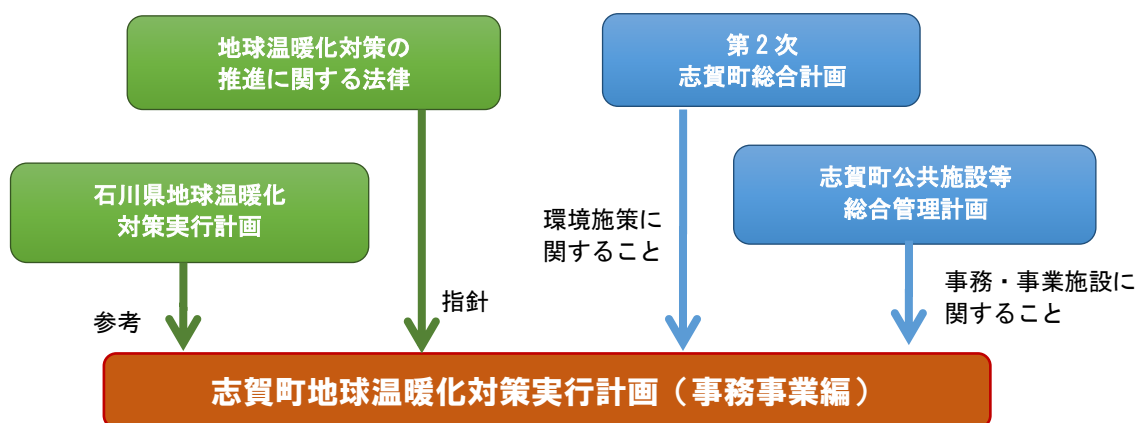
## 2-4 計画期間と見直し時期

本計画は日本の約束草案に合わせ、基準年度を2013年度(平成25年度)として2017年度(平成30年度)から2030年度(平成42年度)までの13年間とします。ただし、計画で定めた目標や措置の進捗の程度及び国内や国際の変化を見据えて5年ごとに見直すこととします。



## 2-5 上位計画や関連計画との位置づけ

本町では、平成29年3月に「第2次志賀町総合計画」を策定し、平成29年度より7つの基本方針のもと、まちづくりを進めています。また、同時期に町内の公共施設の管理見通しや将来のあり方などを示す「志賀町公共施設等総合管理計画」を策定しています。これらの上位計画は、町内のまちづくりの方向性を踏まえ、各施設におけるエネルギー使用量にも影響を与える計画であるため、各種関連計画と連携した計画とします。なお、地球温暖化対策実行計画の位置づけは以下のとおりです。



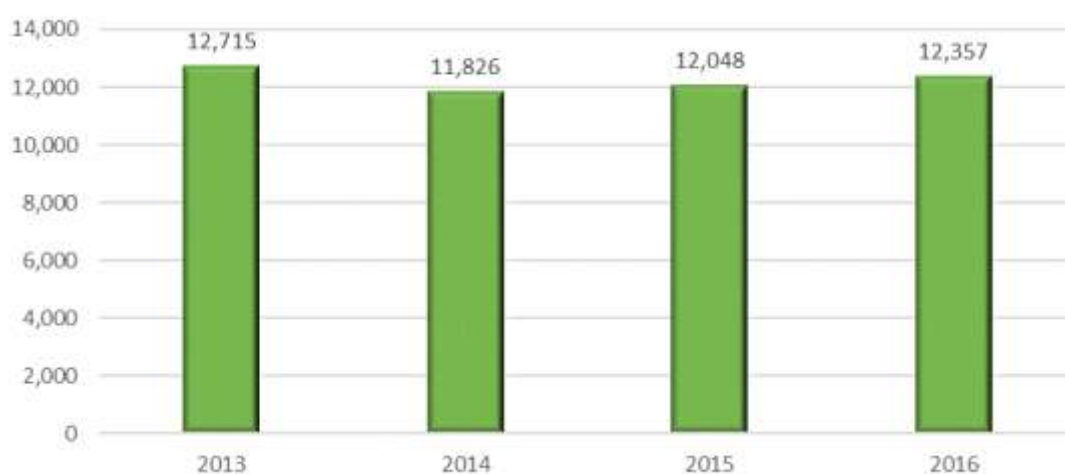
### 第3章 総排出量の状況

#### 3-1 総排出量の推移

本町の基準年度（2013年度）から最新年度（2016年度）における温室効果ガス排出量は、約12,000t-CO<sub>2</sub>前後で推移しています。基準年度と比較すると、2015年度までは減少傾向となっていました。2016年度からは増加に転じています。

また、そのうち99%以上が二酸化炭素排出量によるものです。

【図6】温室効果ガス総排出量（t）



【表3】温室効果ガス総排出量内訳

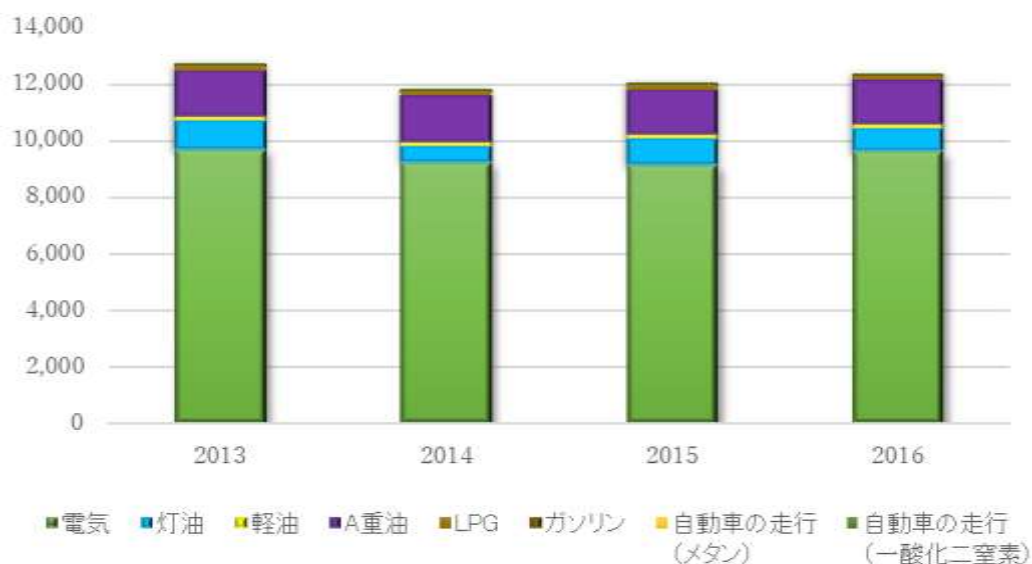
年度	温室効果ガス排出量 (t)	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	メタン排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	一酸化二窒素 (t-CO <sub>2</sub> )
2013年度	12,715	12,710	0.2	5.2
2014年度	11,826	11,820	0.2	5.4
2015年度	12,048	12,043	0.2	5.1
2016年度	12,357	12,351	0.2	5.4

### 3-2 活動区別温室効果ガス排出量

活動区別温室効果ガス排出量を見ると、2016年度においては電気の使用によるものが約9,600t-CO<sub>2</sub>と最も多く全体の75%以上を占めています。2013年度(基準年度)と比較すると電気の割合は、一旦減少したものの再び増加傾向となっています。

一方で灯油・ガソリン・A重油などの化石燃料の排出量は年々減少傾向となっています。

【図7】活動区別温室効果ガス総排出量 (t)



【表4】活動区別温室効果ガス排出量内訳

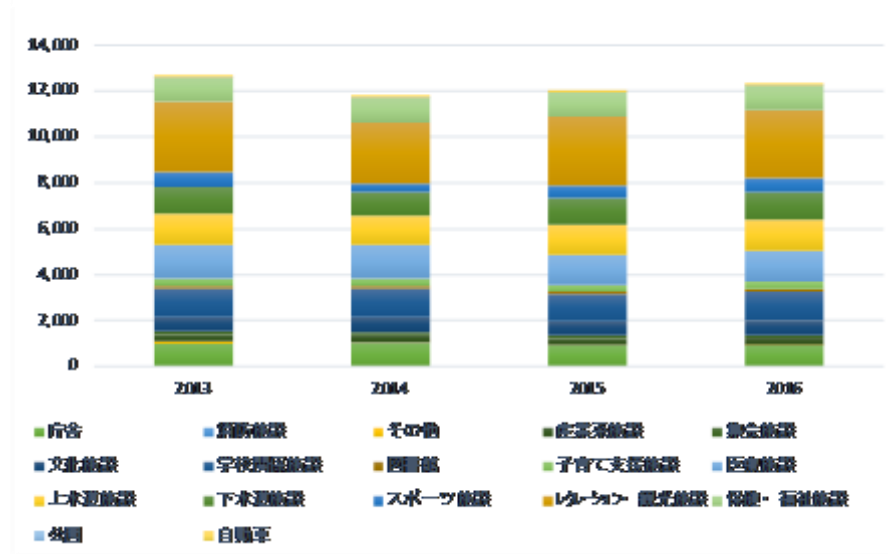
燃料 年度	電気 (t-CO <sub>2</sub> )	灯油 (t-CO <sub>2</sub> )	軽油 (t-CO <sub>2</sub> )	A重油 (t-CO <sub>2</sub> )	LPG (t-CO <sub>2</sub> )	ガソリン (t-CO <sub>2</sub> )	自動車 (CH <sub>4</sub> ) (t-CO <sub>2</sub> )	自動車 (N <sub>2</sub> O) (t-CO <sub>2</sub> )
2013年度	9,711	1,029	128	1,627	104	111	0.2	5.2
2014年度	9,245	586	130	1,639	101	119	0.2	5.4
2015年度	9,157	939	123	1,588	126	110	0.2	5.1
2016年度	9,633	828	138	1,554	90	108	0.2	5.4

### 3-3 施設区分別温室効果ガス排出量

施設区分別温室効果ガス排出量を見ると、レクリエーション・観光施設が毎年度約3,000tで推移しており、全体の20%以上を占めています。

その他排出量が多いのは、医療施設の約1,400t前後、学校関連施設の約1,200t前後、上水道施設が約1,300t前後で推移しています。

【図8】施設区分温室効果ガス排出量 (t)



【表5】施設区分別温室効果ガス排出量内訳

	2013(t-CO2)	2014(t-CO2)	2015(t-CO2)	2016(t-CO2)
庁舎	983	1,039	918	937
消防施設	18	18	18	17
その他	112	10	14	9
産業系施設	269	277	273	270
集会施設	151	145	127	134
文化施設	643	665	618	654
学校関係施設	1,232	1,255	1,194	1,240
図書館	106	108	97	103
子育て支援施設	341	329	293	332
医療施設	1,432	1,458	1,316	1,334
上水道施設	1,365	1,281	1,300	1,347
下水道施設	1,162	1,011	1,159	1,220
スポーツ施設	671	361	572	608
レクリエーション・観光	3,049	2,675	2,970	2,957
保健・福祉施設	1,060	1,073	1,066	1,056
公園	16	12	11	12
自動車	100	103	97	121
自動車(CH4)	0.2	0.2	0.2	0.2
自動車(N2O)	5.2	5.4	5.1	5.4

## 第4章 削減目標値

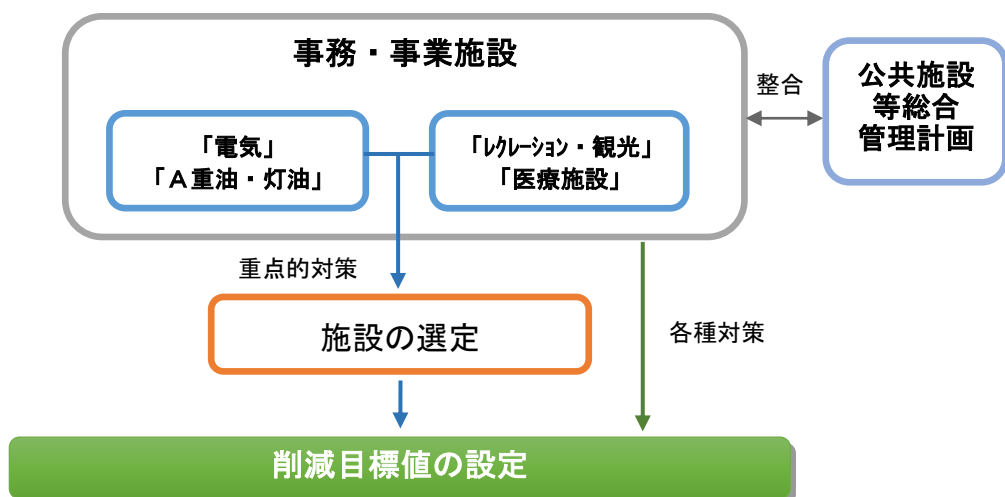
### 4-1 基準年度

国の地球温暖化対策計画の基準年度に準じて2013年度(平成25年度)とします。

### 4-2 目標設定の考え方

目標設定にあたっては、活動区別温室効果ガス排出量が高い「電気」や「A重油・灯油」のエネルギー使用量が多い施設をはじめ、施設区別温室効果ガス排出量の比率が高い「レクリエーション・観光施設」、「医療施設」等の施設を重点的に対策することを基本的な方針とします。また、別途策定された「公共施設等総合管理計画」において譲渡・廃止・取壊しの方針を定めている施設についても考慮し、目標設定を行います。

なお、自動車の利用に伴う二酸化炭素排出量やメタン、一酸化二窒素排出量については行政サービスの観点から具体的な目標値の設定が難しいため、定性的な取り組みとして温室効果ガスの発生抑制に努めることとします。

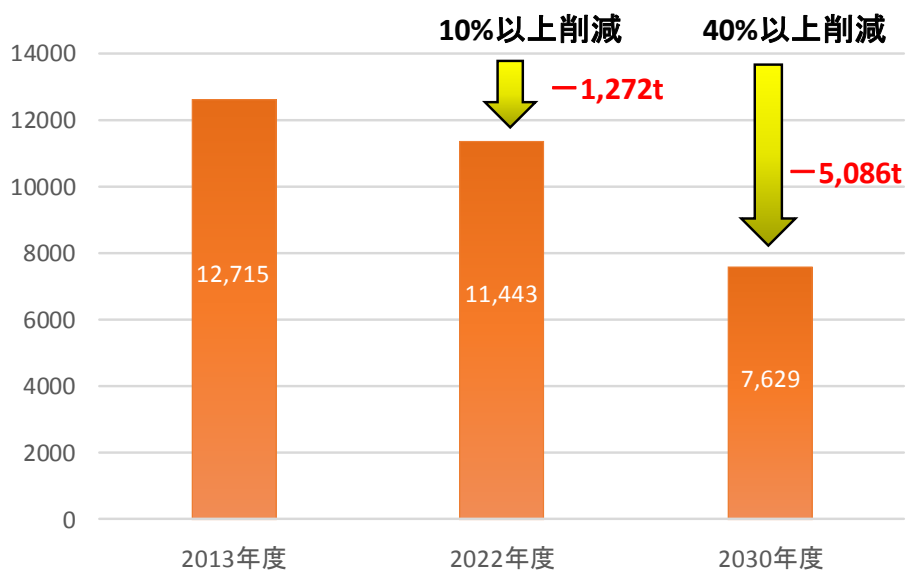


### 4-3 目標値

本町の実施する事務・事業に関する温室効果ガス排出量の削減目標は、国の地球温暖化対策計画に則り、2013年度比で2030年度までに40%以上の削減を目標とします。ただし、中間年度として2022年度（平成34年度）までに約10%以上の削減を目指します。

**【温室効果ガス排出量の削減目標】**  
2022年度までに **10%以上**の削減を目指します。

【図9】削減イメージ



#### 4-4 削減目標

目標設定に基づき、電気やA重油・灯油などの燃料使用量が多く、施設区別温室効果ガス排出量の比率が高いレクリエーション・観光施設等から対象施設を選定し、別途、実施した診断調査結果を踏まえ、設備更新による二酸化炭素排出量削減と運用改善を中間年度である2022年度までに実施します。なお、診断調査結果による二酸化炭素排出量削減可能量は以下のとおりです。中間年度以降は、類似する施設等への運用改善と必要に応じた設備更新を図ることとします。

【表6】重点対策施設

施設名			
①	行政系施設	庁舎	本庁舎
②	市民系施設	文化施設	志賀町文化ホール
③	医療系施設	医療施設	富来病院
④	スポーツ・レクレ	レクリエーション・観光施設	アクアパーク シ・オン
⑤	ーション系施設	レクリエーション・観光施設	シーサイドヴィラ渤海

【表7】診断調査結果に基づく二酸化炭素削減可能量

	Co2 排出量 (3カ年平均) (t-Co2)	Co2 削減量 (t-Co2)		削減率
		電気	燃料	
本庁舎	550	64	—	11.6%
志賀町文化ホール	502	107	—	21.3%
富来病院	1,242	224	97	25.8%
アクアパーク シ・オン	1,864	185	357	29.1%
シーサイドヴィラ渤海	658	64	51	17.5%

※診断調査結果より本庁舎と文化ホールの空調・熱源は電気利用。また、本庁舎と文化ホールの空調及び熱源（ボイラー）の更新なし。また、渤海は空調の更新なし

## 第5章 目標達成に向けた取組

### 5-1 取組の基本方針

本町の事務・事業施設の温室効果ガスの削減目標を目指すため、以下の3つの方針と各種取組みを推進します。

特にエネルギー使用量が多いレクリエーション・観光施設や医療施設等の設備機器の更新や運用改善、また、カーボンマネジメント体制に基づく日常業務への取組みなどを強化します。

#### 取組（1） 設備機器の導入・更新・運用への取組

高効率設備機器の導入・更新

設備機器の運用改善

BEMSの導入

民間手法の活用

#### 取組（2） 日常業務への取組

日常の省エネに関する取組

次世代自動車の導入

セミナー・研修会等の実施

#### 取組（3） 再生可能エネルギーの導入

太陽光・風力事業の推進



## 5-2 取組内容とその目標

### 取組(1) 高効率設備機器の導入・更新・運用への取組

#### 1) 高効率設備機器の導入・更新

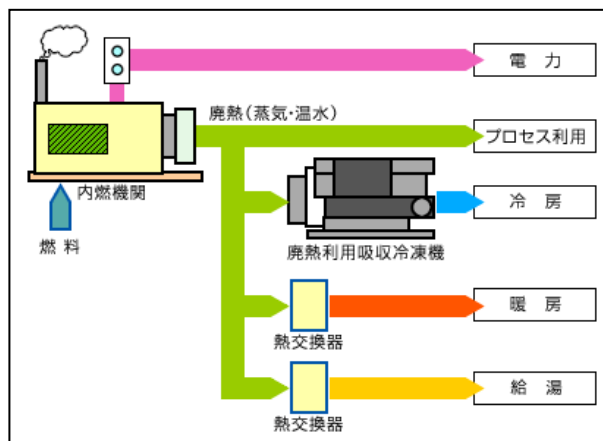
エネルギー使用量が大きく、温室効果ガス削減効果が高い施設について重点的に省エネルギー化を進めます。設備導入にあたっては、設備の老朽度や利用者頻度の高い施設を優先します。

【表8】設備機器の導入（例）

項目	導入設備
照明設備	LED 照明
空調設備 熱源設備	ヒートポンプ式、気化式、吸収式、吸着式 高効率ボイラー 等
その他	高効率ポンプ コージェネレーション 等

#### <参考>コージェネレーションとは：

天然ガス・石油・LPGなどを燃料として発電し、その際に生じる廃熱を同時に回収するシステムです。回収した廃熱は蒸気や温水として工場の熱源・冷暖房などに利用できるため、熱と電気を無駄なく使うことができます。



出典)一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター資料より抜粋

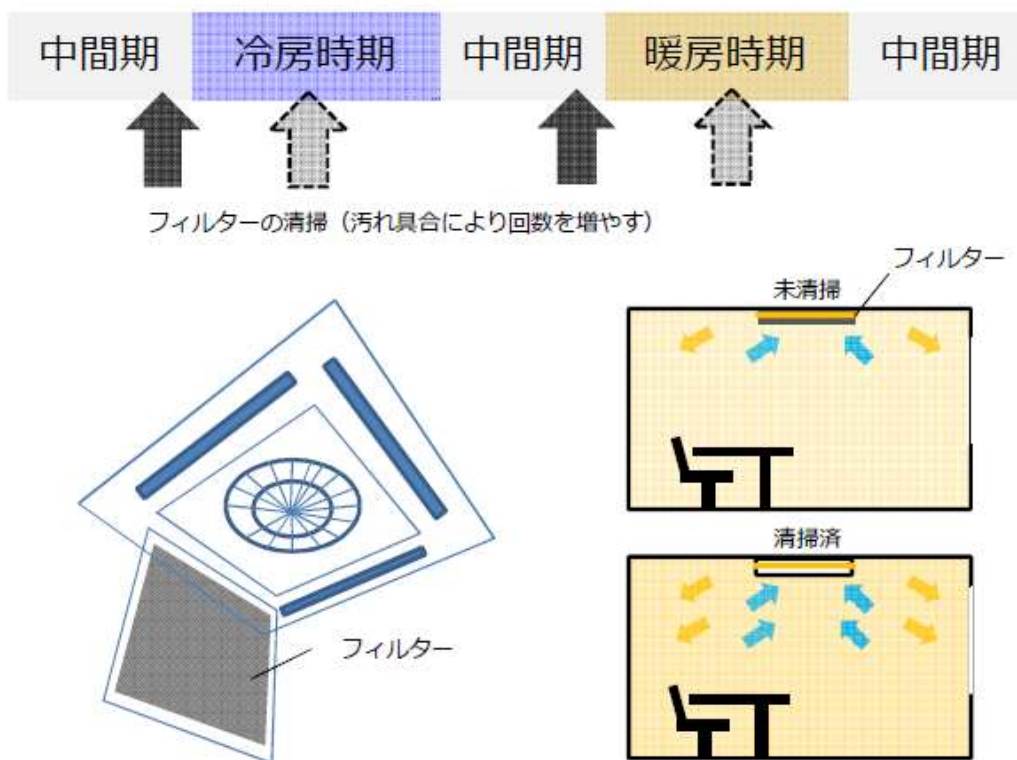
## 2) 設備機器の運用改善

設備・機器の運用については、各種運用改善事例を参考として機器の保守・管理を適切に実施していきます。

【表9】運用改善の取組み（例）

項目	取組内容
照明	人感センサーの導入、点灯時間の変更、定期清掃等
空調	定期的な清掃・空調フィルタの交換、機械室の必要最小限の換気等
熱源	定期点検、熱源の冷温水設定温度の見直し等
その他	LoW-E ガラス窓への変更

【図10】空調設備のフィルター清掃イメージ



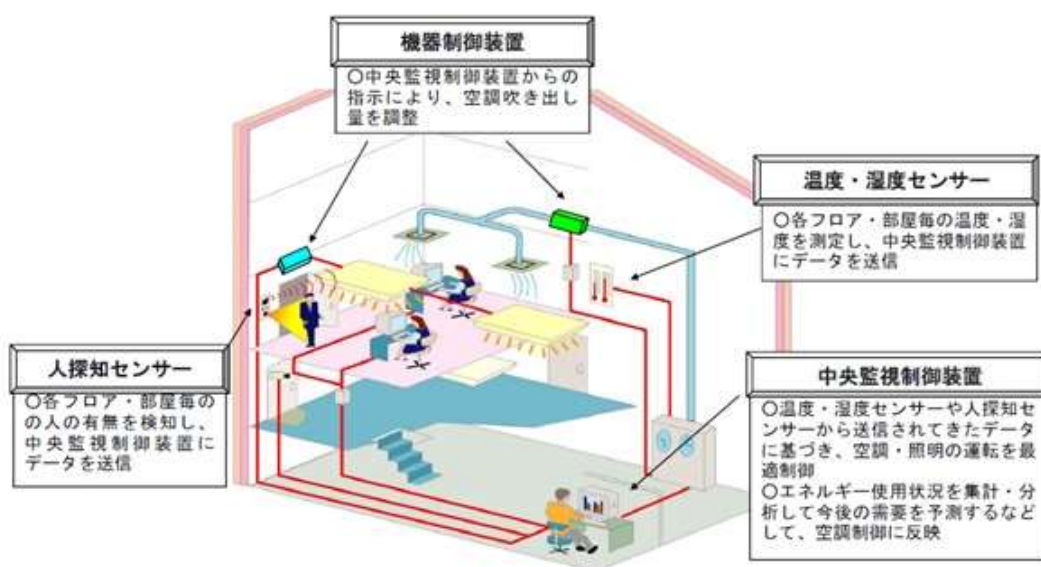
出典)国土交通省関東整備局 施設運用改善事例集より抜粋

### 3) BEMSの導入

BEMSとはビル・エネルギー管理システムの略で、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るための管理システムのことで、ICT(情報通信技術)を活用して建物内におけるエネルギー使用状況や設備機器の運転状況などを見える化し、最適な運転を行います。

BEMSの導入は温暖化対策に対する有効な対策であるため、本町においても設備機器導入に合わせ推進を図ります。

【図11】BEMSの概要



出典)環境省ウェブサイトより抜粋

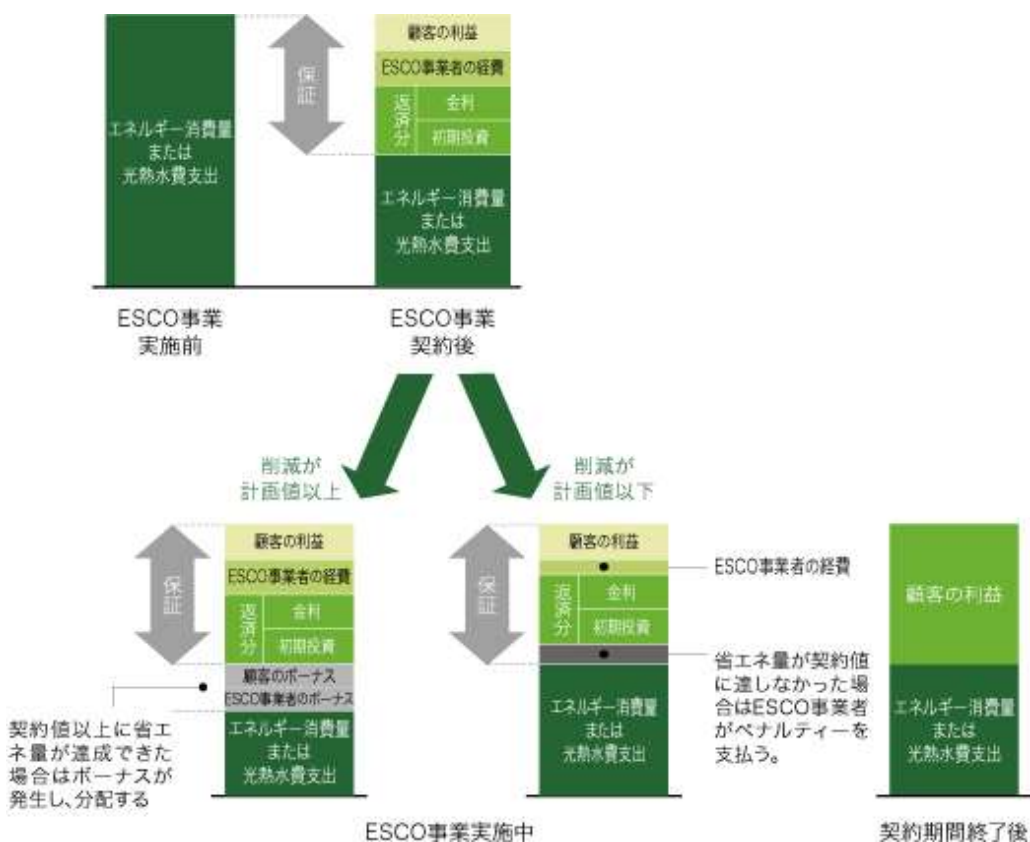
#### 4) 民間手法の活用

設備の導入や運用改善にあたって、民間手法の活用も有効な手段となります。中でも民間の資金やノウハウ等の活用するESCO事業は代表的な例としてあげられます。

ESCO (Energy Service Company)とは、省エネルギーに関するサービス(設計・施工、運転・維持管理、資金調達など)をESCO事業者側で提供して顧客(自治体)の利益と地球環境保全に貢献する事業です。なお、ESCO事業では省エネルギー効果を保証するために、一定の条件で保証した光熱水費の削減額が達成できなかった場合にはこれを補填する仕組みになっています(これをパフォーマンス契約といいます)。

そのため、顧客(自治体)は安全に省エネルギーに対する投資を行うことができ、省エネ事業に取り組みやすくなる効果があります。それによって、長期的かつ確実に光熱水使用量が削減される省エネ効果が期待できるため、地球温暖化対策に有効な事業であるといえます。

【図 12】ESCOの概要



出典)一般財団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協会ウェブサイトより抜粋

## 取組(2) 日常業務への取組

### 1) 日常の省エネに関する取組み

町の事務・事業活動で発生する温室効果ガスのほとんどは電力・燃料などエネルギーの使用に伴うものであるため、エネルギーの使用量を削減することで、温室効果ガスの排出削減を直接的に寄与することができます。

施設における事務・事業活動を見直し、エネルギー使用量の削減を徹底していくことで、温室効果ガスの更なる削減を目標とします。

これらの活動を推進していくためには職員の意識向上が不可欠です。研修の実施やe-ラーニングなどにより職員の意識改革を行い、職員一人ひとりが積極的に省エネ活動に取り組むための環境づくりを目指します。

さらに、クールビズ・ウォームビズなど一定の効果が得られている取組や、環境負荷の低減につながる物品の率先した購入(グリーン購入)といった環境配慮活動については積極的に広報し、住民への啓発を行います。

【表 10】 日常業務における主な取組 (例)

項目	取組み内容
電気・燃料・水の使用	階段の利用・エレベーターの使用抑制
	昼休憩時間帯の消灯
	電気ポットの温度変更
	冬季以外の給湯時間短縮
	パソコン待機電力及びモニタ画面の省電力化
	温水洗浄便座の節電
	OA機器のスリープ状態の活用
	こまめな消灯
	電化製品の省電力機能や節電モード活用の徹底
	残業時間の短縮・完全消灯時間の増加
	サーバーの排出熱対策
	空調の使用時間短縮
	トイレに擬音装置設置
	雨水の利用
	節水コマ・シャワーヘッドによる節水
	水漏れ点検の実施
	公用車の洗車方法改善
水道水圧の調整	

項目	取組み内容
紙・文具等の使用	ごみの減量・リサイクルの推進
	廃棄文書、図書等はリサイクル化
	プリンターのトナーカートリッジ回収
	両面印刷・裏紙使用
	電子メールや電子保存の活用によるペーパーレス化
	資料・事務手続きの簡素化
	紙製事務用品(封筒など)の再利用
	使い捨て商品の使用・購入の抑制
	詰め替えやリサイクル可能な製品を購入
	包装・梱包(ダンボールなど)の削減・再使用
	過剰包装の備品・消耗品の購入抑制
その他	グリーン購入
	環境配慮契約法に基づくグリーン契約
	環境配慮契約方針の策定
	ISO14001 の取得、エコアクション
	指定管理者制度での温室効果ガス削減取組の要請
	緑のカーテンによる冷房効率の上昇
	自然換気・窓の開放
	夜間外気冷却
	ブラインドの有効活用(日射量の低減)
職員の意識改革・啓蒙・啓発への取組	館内での啓蒙放送
	ポスター・チラシの配布
	クールビズ・ウォームビズの徹底
	庁内 LAN による情報共有

## 2) 次世代自動車の導入

低燃費車やEVといった次世代自動車は、大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなど環境にやさしく温室効果ガスの削減に直接的につながります。

本町においても公用車更新の際には次世代自動車の導入を図るとともに、日常的な使用にはエコドライブを実践していきます。

【表 11】公用車関連の取組み（例）

項目	取組み内容
公用車等の取組	エコドライブ推進
	更新時における次世代自動車の導入
	公用車の使用実態に応じて台数を見直し
	公用車の洗車方法改善
	走行ルートの見直し

【図 13】エコドライブ 10 のすすめ



出典) 公益財団法人 交通  
エコロジー・モビリティ財団  
ウェブサイトより抜粋

### 3) セミナー・研修会等の実施

温室効果ガス削減に向けた活動を推進するために、職員の意識向上が不可欠であることから、積極的に温室効果ガスに関するセミナーへの参加をはじめ、庁内での研修会などを実施し、職員一人ひとりが積極的に取組む環境づくりを目指します。

【表 12】 セミナー等の取組み（例）

項目	取組み内容
セミナー等の実施	庁内研修会の実施
	e-ラーニングの実施
	セミナーの開催（外部）



### 取組③ 再生可能エネルギーの導入

#### (1) 太陽光・風力事業の実施

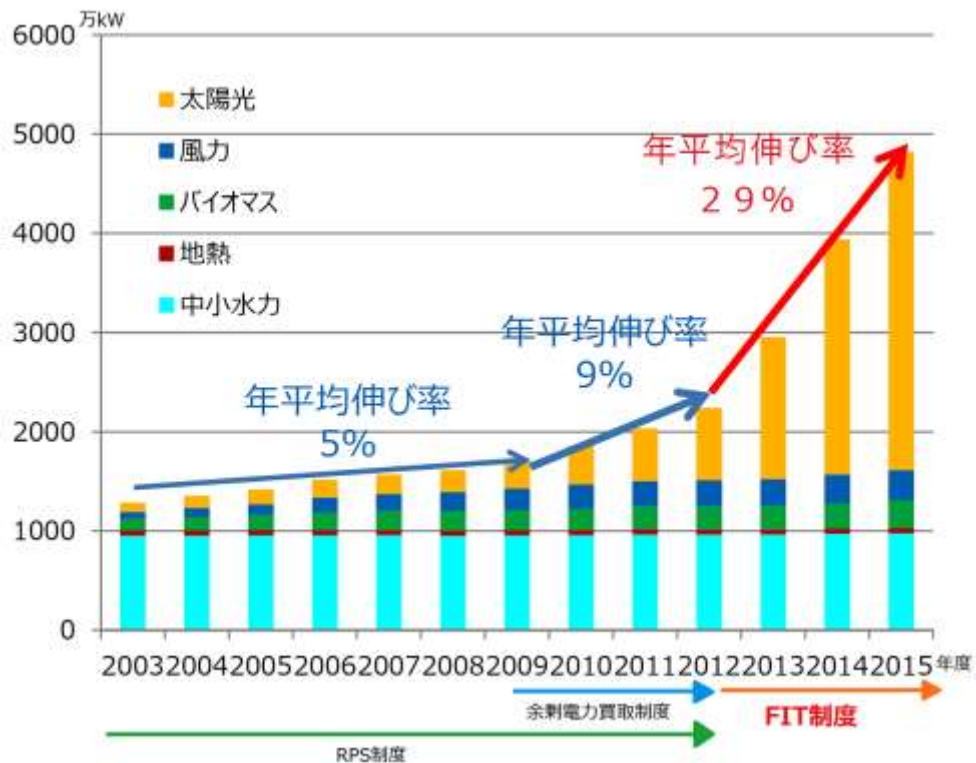
再生可能エネルギーは、化石燃料に依存しないため二酸化炭素をほとんど排出せず、資源を枯渇させることなく繰り返し使えるため、本町においても積極的に導入を推進することが重要です。

本町の再生可能エネルギーのポテンシャルは、日本海側に面しており風況ポテンシャルが非常に高く、民間の風力発電所が数多く設置されています。また、遊休地などを活用したメガソーラー発電所も設置されており、太陽光や風力発電には適した土地といえます。一方で水力については資源量が不足しており、導入が困難な状況と言えますが、バイオマスについては、資源量等導入の可能性を調査していくことが必要です。

したがって、本町では公共施設において新築、改修の機会を捉え、太陽光の設置を検討していくとともに、地中熱やバイオマスなど再生可能エネルギーについても導入可能性を調査していくこととします。

また、風力発電については、風の状況による発電の変動・騒音・低周波音、生態系への影響を考慮していく必要があります。

【図 14】日本における再生可能エネルギーの導入状況



出典) 経済産業省ウェブサイトより抜粋

## 第6章 進捗管理の仕組み

### 6-1 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続き

#### (1) 推進体制

本計画に基づくカーボンマネジメント体制は以下のとおり実施します。

各施設のエネルギーの使用量を各担当課で選任した「マネジメント推進員」が計画及び記録し、その記録を四半期単位で分析・評価を行います。

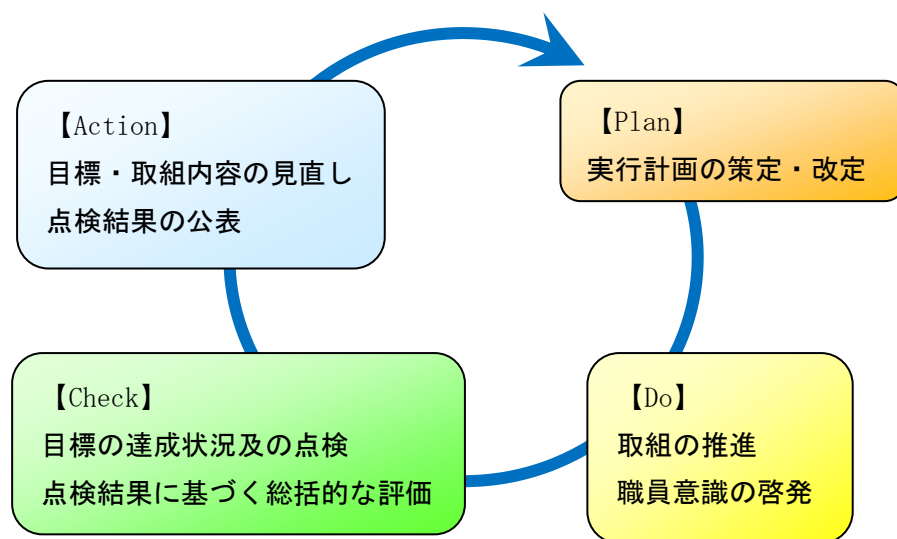
また、事務局機能を環境安全課に設置してマネジメント推進員とともに四半期ごとにPDCAサイクルを推進するカーボンマネジメント調整会議を開催して、分析・評価結果の報告や省エネ対策に関する要望事項・改善点などの報告を行います。

調整会議に基づき、町長をトップとした意思決定機関を課長会議において設置し、四半期ごとに状況報告と対策の立案を行うPDCAサイクルにより確実な推進を図っていきます。

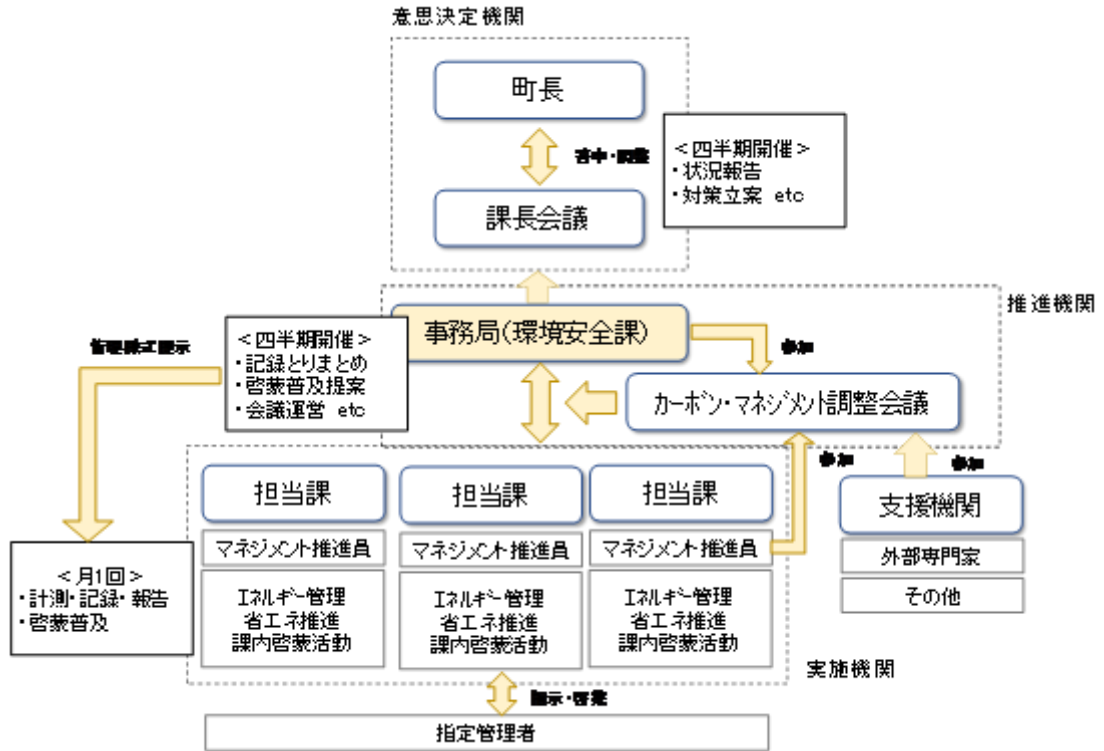
#### ●PDCAサイクルとは：

進行管理を大きく実行段階(計画(Plan)・実行(Do))と点検・評価段階(点検(Check)・見直し(Action))の2つに区分し、点検・評価の結果をもとに計画の必要な見直しを随時行っていくシステム

【図15】PDCAサイクルのイメージ



【図 16】 カーボンマネジメント実施体制図



【表 13】 カーボンマネジメント体制実施スケジュール

項目	実施者	N年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>&lt;推進機関&gt;</b>													
計画の進捗管理	事務局			↔			↔			↔			↔
調整会議の実施	事務局・外部専門家 マネジメント推進員			●			●			●			●
計画の改定等	事務局									←→			
<b>&lt;実施機関&gt;</b>													
計測・記録	マネジメント推進員 指定管理者	←→											
とりまとめ(N-1年度)	マネジメント推進員	←→											
報告・省エネ推進	マネジメント推進員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>&lt;意思決定機関&gt;</b>													
課長会議による協議	事務局	★			★			★				★	
省エネ法定報告				●									
電気事業者排出係数の告示又は公表										←→			

## (2) 事務局機能

事務局には次の3つの役割があり、意思決定機関及び実施機関との調整を行い、確実な運用を図ります。

### ① 記録の集約化と課長会議への報告

報告されたデータをもとに庁内全体としての記録データの集約化を行います。また、施設分類や課単位での課題点や問題点を整理し、課長会議にて報告を行います。会議で出た内容については、マネジメント推進員にフィードバックします。

### ② 調整会議の運営

調整会議において推進員の状況報告と意見集約を行います。

### ③ 省エネ活動への啓蒙・普及

省エネ活動支援のため、環境省や環境団体からの省エネに対する情報提供を実施するとともに、庁内全体としての省エネ活動へのアナウンスを行い、必要に応じて外部専門員の研修会等を実施します。